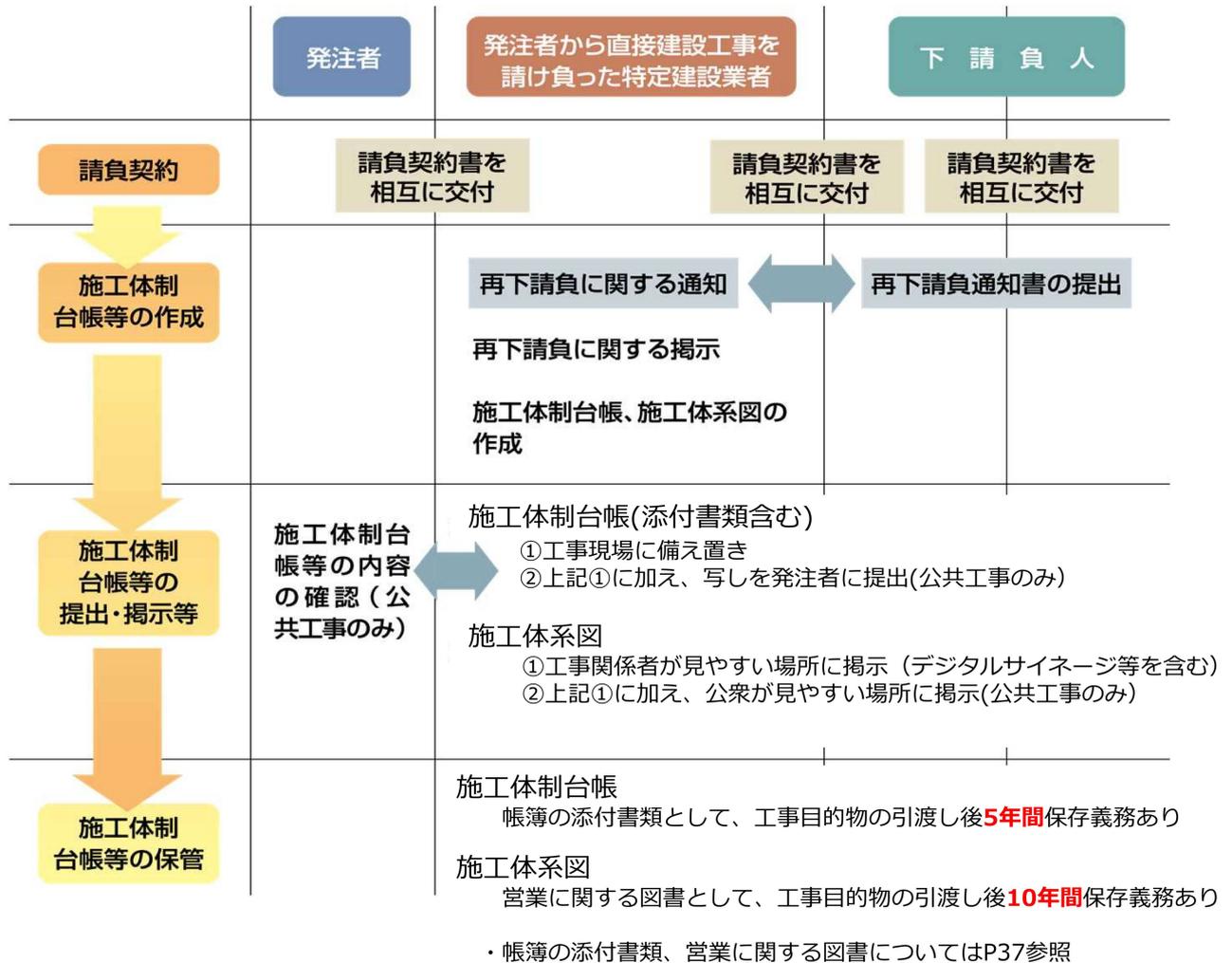


# 施工体制台帳等の作成義務①

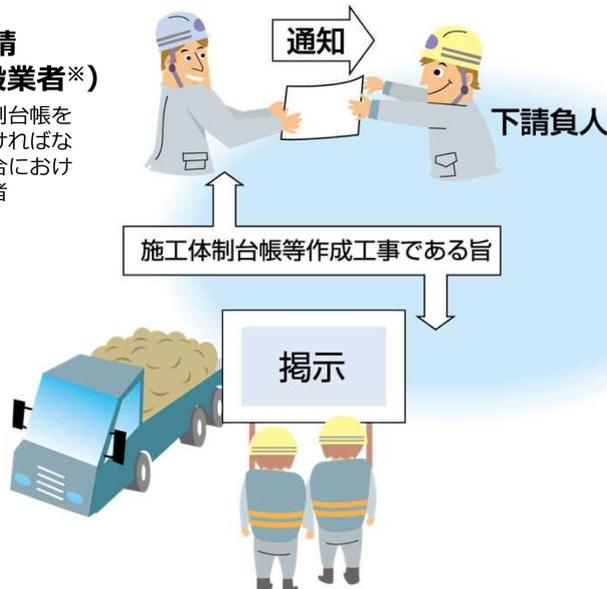
発注者から直接建設工事を請け負った**特定建設業者**で、当該建設工事を施工するために締結した**下請負契約の総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上**になるときは、施工体制台帳及び施工体系図（以下「**施工体制台帳等**」という。）を作成しなければなりません。また、平成27年4月1日以降に契約する**公共工事**※については、**下請契約を締結する全ての元請業者が施工体制台帳等を作成**しなければなりません。

※公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「公共工事入札契約適正化法」という。）第2条に規定する建設工事をいう。  
（法第24条の8第1項、第4項及び公共工事入札契約適正化法第15条第1項）



## 元請（作成建設業者※）

※施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者



請け負った工事が施工体制台帳等作成工事となったときはその旨を下請負人に周知し、工事現場に掲示しなければなりません。



# 施工体制台帳等の作成義務②

## 施工体制台帳の整備

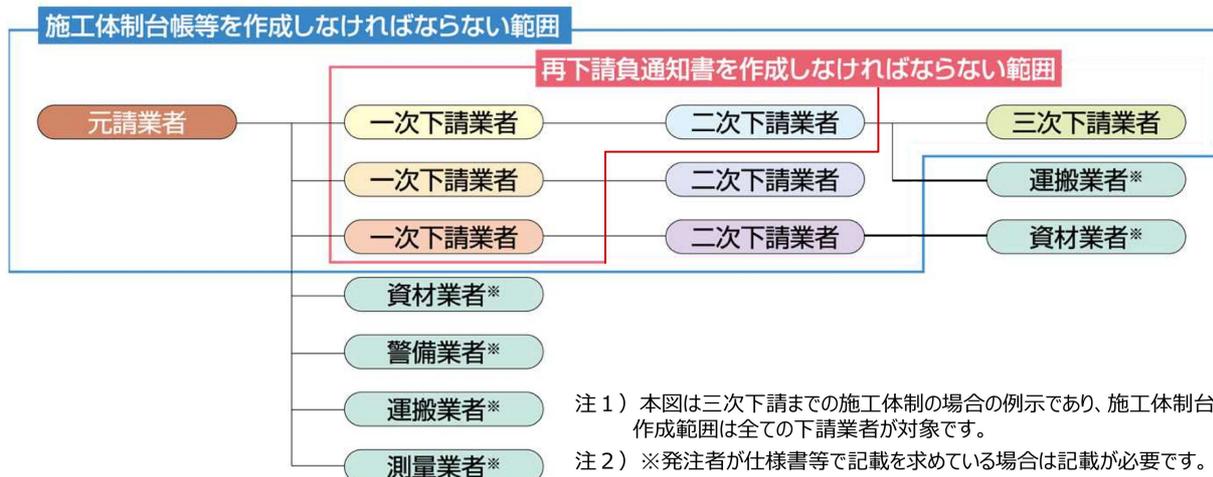
- 誰が** ● 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 = 元請業者
- いつ** ● 民間工事では、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となった時点
- 公共工事では、その工事を施工するために下請契約を締結した時点
- 何を** ● 下請負人から提出された再下請通知書等に基づき施工体制台帳を作成
- なぜ** ● 建設工事の適正な施工を確保するため
- どうする** ● 作成した施工体制台帳を工事現場ごとに備え置く
- 民間工事では、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません（法第24条の8第3項）
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

- 公共工事の受注者は、発注者から、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではいけません。

（公共工事入札契約適正化法第15条第3項）



## 施工体制台帳等の作成すべき範囲（三次下請までである場合の例）

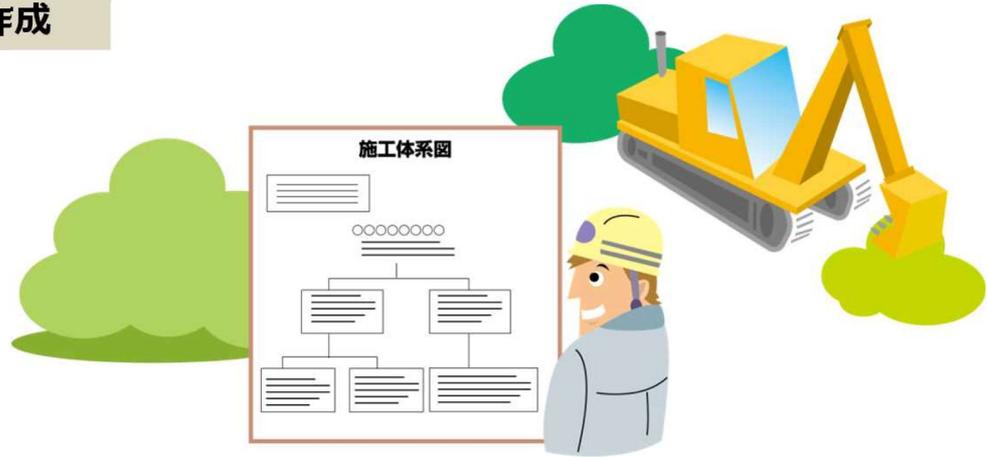


注1) 本図は三次下請までの施工体制の場合の例示であり、施工体制台帳等の作成範囲は全ての下請業者が対象です。

注2) ※発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

# 施工体制台帳等の作成義務③

## 施工体系図の作成



### 誰が

- 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者 = **元請業者**

### いつ

- **民間工事では**、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となった時点
- **公共工事では**、その工事を施工するために下請契約を締結した時点

### 何を

- 当該建設工事に係る全ての建設業者に関する事項、技術者名等を記載し、工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

### なぜ

1. 工事に携わる関係者全員が建設工事の施工体制を把握する
2. 建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にする
3. 技術者の適正な配置の確認

### どうする

- **民間工事では**、工事関係者が見やすい場所に掲げなければならない  
(法第24条の8第4項)
- **公共工事では**、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない（公共工事入札契約適正化法第15条第1項）

## ■ 施工体制台帳等の作成義務まとめ

|      | 作成義務者                            | 作成時期                                    | 取扱い  |
|------|----------------------------------|---|--|
| 公共工事 | 発注者から直接建設工事を請け負った <b>全ての建設業者</b> | 下請契約を締結したとき                             | ・ 施工体制台帳の <b>写しを発注者に提出</b><br>・ 施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示 |
| 民間工事 | 発注者から直接建設工事を請け負った <b>特定建設業者</b>  | 下請金額の総額が4,500万円（建築一式工事：7,000万円）以上となったとき | ・ 施工体制台帳を発注者に閲覧<br>・ 施工体系図を工事関係者が見やすい場所に掲示                       |

## 施工体制台帳等の作成義務④

施工体制台帳等の作成建設業者は、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに、工事現場内に掲示しなければなりません。

(規則第14条の3) (『監理技術者制度運用マニュアル』五)

### ■再下請負通知する場合の下請業者への書面通知(例)

※作成建設業者は、下請契約を締結した全ての下請負人に対し書面交付により通知しなければなりません。

#### 下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するこの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号  
再下請負通知書の提出場所

○建設(株)  
□工事現場内  
建設ステーション/△△営業所

通知

元請負人  
(作成建設業者)

下請負人

### ■再下請負通知する旨の現場での掲示(例)

※作成建設業者は、当該工事現場の見やすい場所に掲げなければなりません。

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○建設(株)

# 施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳等の作成建設業者は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、一次下請負人に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。

また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類を確認し、台帳として取りまとめなければなりません。

下請負人（一次下請以降）が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ、添付すべき書類と併せて、元請負人に提出しなければなりません。

|    | 施工体制台帳に記載すべき内容  | 施工体制台帳に添付すべき書類  |
|----|---|---|
| 元請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>☆元請負人に関する事項</li> <li>○発注者から請負った工事内容</li> <li>○建設業許可の内容※<sup>1</sup></li> <li>○健康保険等の加入状況</li> <li>○配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>○外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>○建設工事従事者に関する事項</li> <li>★一次下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※<sup>1</sup></li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者との契約書の写し※<sup>2</sup></li> <li>○下請負人との契約書の写し※<sup>2</sup><br/>(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> <li>○配置技術者（監理技術者等）が資格を有することを証する書面<br/>(専任を要する監理技術者の場合、監理技術者証の写しに限る)</li> <li>○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し<br/>(国家資格等の技術検定合格証明等の写し)</li> <li>○配置技術者（監理技術者等）の雇用関係を証明できるものの写し<br/>(健康保険証等の写し)</li> <li>※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類</li> <li>○監理技術者講習修了証の写し<br/>(工期の全てにおいて、講習受講日が過去5年以内のもの)</li> </ul> |

|    | 再下請負通知書に記載すべき内容   | 再下請負通知書に添付すべき書類  |
|----|---|--|
| 下請 | <ul style="list-style-type: none"> <li>★下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※<sup>1</sup></li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> <li>◆再下請負人に関する事項</li> <li>●下請契約した工事の内容</li> <li>●施工に必要な建設業許可業種※<sup>1</sup></li> <li>●健康保険等の加入状況</li> <li>●配置技術者の氏名と資格内容</li> <li>●外国人技能実習生、外国人建設就労者及び1号特定技能の従事状況</li> <li>●建設工事従事者に関する事項</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○再下請負人との契約書の写し※<sup>2</sup><br/>(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)</li> <li>※法令上の義務はないが添付することが望ましい書類</li> <li>○下請負人の建設業許可通知書の写し<br/>(下請負人が担当する建設工事に関する許可の確認のため)</li> <li>○下請負人の主任技術者が資格を有することを証する書面</li> <li>○下請負人の主任技術者の雇用関係を証明できるものの写し</li> </ul> |

※1・・・建設業許可の内容は、許可通知書の写しの他、国土交通省のHP (<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/>) で確認できます。

※2・・・公共工事においては、施工体制台帳及び再下請負通知書に添付すべき契約書の写しは、下請負代金の額が記載されていなければなりません。

なお、ここでいう公共工事とは、公共工事入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事をいいます。  
(規則第14条の2、14条の4)

工事の目的物の引渡を行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければなりません。

工事の目的物の引渡から5年間保存※<sup>3</sup>

※3・・・新築住宅の建設工事に係るものは、10年間保存が必要です。



施工体制台帳